

令和3年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
73	2月3日	2月14日	メール	総務課 自治防災課
提案内容				
<p>●公共施設や公用車内での喫煙対策について 市役所の車内で喫煙している職員を見かけた。 また、市役所職員は役所内に専用の喫煙所があると聞いた。 法律改正後の公共施設や複数の人が乗る車は、禁煙になったと思うが、市役所職員には適用されないので。喫煙について教えていただきたい。</p>				
<p>●市民の声提案箱の回答の公表について 回答内容を、友人や家族に話したり、SNS 等に掲載することは可能か。</p>				
回答内容				
<p>この度は、貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。</p>				
<p>○公共施設や公用車内での喫煙対策について 健康増進法が改正され、令和元年7月1日より、市役所の敷地内は、法令上「第1種施設」に該当し、原則、敷地内禁煙となりました。ただし、一定の条件を満たせば喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設けることができます。</p>				
<p>※一定の条件とは ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。 ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③第1種施設を利用する人が通常立ち入らない場所に設置すること。</p>				
<p>「通常立ち入らない場所」とは、例えば、建物の裏や屋上など、喫煙目的以外には通常利用することがない場所をいう。</p>				
<p>この法改正に伴い、これまで1階に設置していた喫煙所を廃止し、通常市役所を利用する人が立ち入らない場所である、市役所本館の屋上南側の一角に「特定屋外喫煙場所」を設置し、午前10時から午後1時と午後3時から午後5時15分までに喫煙時間限定しています。また、設置に伴う空気環境測定（浮遊粉じん濃度：3ヶ月に1回以上）を実施しており、測定結果は基準値（平均0.15mg/m³以下）を下回っています。</p>				
<p>次に公用車内での喫煙につきましては、喫煙車を徐々に減らして受動喫煙対策を行い、現在公用車93台中15台の喫煙車がありますので、2月16日より、全ての公用車での喫煙を禁止します。</p>				
<p>○市民の声提案箱の回答の公表について 回答不要とされたものや誹謗中傷、個人が特定できるもの等を除き、市のホームページに掲載しておりますので、友人、家族に話しをすることや、SNS 等に掲載することは特に問題ありませんが、SNS 等に掲載する場合は思わぬ誤解や誹謗中傷等を生むこともありますので、十分にご注意をお願いします。</p>				

令和3年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
74	2月7日	3月1日	郵送	市民課

提案内容

●各種証明の発行について

- ①住民票などの各種証明書をコンビニなどのコピー機で受け取れるようにしてほしい。
- ②市役所にて各種証明書の支払いにキャッシュレス決済を対応してほしい。

回答内容

- ①市民の皆さんにはご不便をおかけし大変申し訳ございません。マイナンバーカードを利用した各種証明書（住民票、印鑑登録証明書、所得・課税証明書）のコンビニ交付につきましては、令和4年3月末に開始できるよう現在、進めているところです。
サービスの開始日が決まりましたら、多くの市民の皆さんにご利用していただけるよう、市報やホームページ等により、広く周知してまいります。
- ②各種証明書手数料のキャッシュレス決済については、導入している他の自治体を参考に検討しているところです。

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
75	2月14日	3月17日	メール	健康推進課

提案内容

●新型コロナの陽性者と感染者の定義の告知について

陽性者イコール感染者と勘違いしている人が多い為、幅広い広報媒体を使って新型コロナの陽性者と感染者の定義を告知して下さい。

回答内容

ご提案いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症や新型コロナワクチンに関する情報提供は、市民の生命にも関わる重要なものであり、科学的根拠などに基づき正確な情報提供を行うことが重要と考えております。

今回ご指摘いただいた点につきましては、本市は、保健所設置市ではなく、鳥取県が設置する米子保健所の所管に含まれており、感染者数等は鳥取県が取りまとめて発表しております。

そのため、本市のホームページ上には感染者数及び感染者の定義について常設で掲載するページ(記事)を設けておらず、今回ご指摘の点は、主として県が感染者数等の情報

令和3年度 市民の声提案箱 回答

提供とあわせて周知を図っていく内容と考えております。

よって、今回のご提案は、市民の皆様にわかりやすい正確な情報提供をしていくべきとのご意見として、今後の参考にさせていただきます。